

⑥その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・国立高度専門医療センター特別会計は、平成16年度より設立予定の特別会計であり、その構成として国立がんセンター（中央及び東病院）、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター（H.14.3.1 設置）、国立精神・神経センター（武蔵及び国府台病院）及び国立長寿医療センター（仮称）が予定されているところである。従って、上記国立高度専門医療センター（国立成育医療センター（H.14.3.1 設置）の母体は国立大蔵、小児病院（H.14.3.1 廃止）であり、国立長寿医療センター（仮称）の母体は国立療養所中部病院である。）の決算額を本財務諸表に計上している。

・現在、各国立高度専門医療センターは国立病院特別会計に所属しており、一括で会計されているため、歳入については（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出については、（目）国家公務員共済組合負担金、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入について各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、任意に調整した金額を決算額として計上している。

・民間病院等と比較すると、医業費用の減価償却費には研究所、看護大学校等の収益を生まない事業にかかる減価償却費も計上しているため、損失額が多大となっている。

2. 偶発債務等

(1) 偶発債務

係争中の訴訟5件（別紙 参照）

(2) 国庫債務負担行為による負担額（財政法第15条第1項）

(項) 施設整備費

(目) 国立病院（療養所）特別施設整備費 3,434 百万円

3. 追加情報等

①出納整理期間

当特別会計において、歳入金の収納期限及び歳出金の支出、支払期限は、予算決算及び会計令第3条、第4条及び第5条の規定に基づき翌年度の4月30日であり、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

②貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収の可能性について重要と認められるもの

債権名 病院等療養費債権

金額 208百万円

懸念の内容 発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として、「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。

③特別会計固有の表示科目の内容

i 基金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第3条に基づき、当特別会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもって基金としており、同法第15条第1項及び第2項の規定により毎会計年度の損益計算上の利益若しくは損失を、組入れ若しくは減額して整理している。

ii 積立金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金(翌年度への繰越額に相当する金額を除く。)を積み立てており、その金額を積立金として計上している。

④「他会計からの受入」及び「他会計への繰入」の内容

i 「他会計からの受入」

- ・ 一般会計より受入

国立高度専門医療センターの経費に充てている。

ii 「他会計への繰入」

ア 一般会計へ繰入

特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律及び退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律に基づき、当特別会計において負担すべき金額を一般会計へ繰入れている。

イ 国債整理基金特別会計へ繰入

国立高度専門医療センター特別会計法第9条に基づき借入金を行ったものについて、同法第11条に基づき当該借入金の償還金及び利子を国債整理基金特別会計へ繰入れている。

⑤歳出予算の繰越

- i 前年度の繰越額及び繰越に見合受け入れられた財源の額
前年度繰越額 7,671 百万円 受入財源 7,671 百万円
- ii 本年度の繰越額及び繰越に見合受け入れられた財源の額
本年度繰越額 5,178 百万円 受入財源 5,178 百万円
- iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額
△ 27,089 百万円

⑥区分別収支計算書の「本年度収支」と貸借対照表の「現金・預金」が一致していない理由及び内訳

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金(翌年度への繰越額に相当する金額を除く。)を積み立てているが、当該年度に発生した剰余金は翌年度に積立金へ繰入れ、翌々年度に受入れを行っているため、前年度分の積立金へ繰入の分の誤差が生じている。

$$\begin{array}{rcl} \text{「現金・預金」} & = & \text{「本年度収支」} + \text{前年度の「翌年度積立金へ繰入」} \\ (7,491 \text{ 百万円}) & & (6,297 \text{ 百万円}) \quad (1,194 \text{ 百万円}) \end{array}$$

偶発債務(係争中の訴訟集計表)

(単位:百万円)

名称等(訴訟名等)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
脳細胞摘出術時脳細胞損傷発生訴訟	80	大阪地裁平成7年(ワ)第4591号 大阪高裁平成12年(ホ)第1542号	平成7年5月11日 提訴 平成12年3月27日 敗訴 平成12年4月7日 控訴
異型細胞を乳ガンと誤診乳房切除術施行訴訟	24	東京地裁平成11年(ワ)第1960号	平成11年1月29日 提訴
咽頭炎症患者帰院後痰による呼吸停止訴訟	219	東京地裁平成11年(ワ)第13420号	平成11年6月16日 提訴
臍頭十二指腸切除術後縫合不全発生死亡訴訟	131	東京地裁平成12年(ワ)第13920号	平成12年7月7日 提訴
PTCA時死亡訴訟	105	東京地裁平成12年(ワ)第20918号	平成12年10月6日 提訴
合計	560		

(注1)名称等欄は事件の通称名を記載している。

(注2)金額欄は、平成12年度末時点において考えられる金額(金額が不明な場合は「-」)。

(注3)事件番号毎に記入している。

附属明細書(12年度)

棚卸資産の明細

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
医薬品	366	297	366	-	297
食料品	49	45	49	-	45
合計	416	342	416	-	342

固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	173,320	108	61	-	△ 22,238	151,129
立木竹	137	5	0	-	△ 4	138
建物	93,178	2,488	232	3,935	△ 10,812	80,685
工作物	69,321	4,971	60	6,571	△ 6,489	61,172
物品	32,260	5,042	380	7,526	-	29,395
(無形固定資産)						
電話加入権等	36	-	-	-	-	36

借入先の明細

(単位:百万円)

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
資金運用部資金	182,269	24,168	6,606	199,831

資産評価差額の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	-	-	△ 22,238	△ 22,238	価格改定
立木竹	-	-	△ 4	△ 4	価格改定
工作物	-	-	△ 10,812	△ 10,812	価格改定
建物	-	-	△ 6,489	△ 6,489	価格改定

財産の無償所管換等の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
土地の所属替(渡)	国立病院特別会計	61	売り払い予定のため	国立国際医療センター

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
物品の管理換(受)	国立病院特別会計	11	物品の効率的使用	国立精神・神経センター
物品の管理換(渡)	国立病院特別会計	0	物品の効率的使用	国立がんセンター
	国立病院特別会計	25	物品の効率的使用	国立がんセンター
	国立病院特別会計	2	物品の効率的使用	国立循環器病センター
交換差額	-	△ 16	-	-

財務諸表注記

1. 重要な会計方針

①たな卸資産の評価基準及び評価方法

年度末における医薬品、食糧品の取得原価を先入先出法により算出している。

②有形固定資産の減価償却の方法

国有財産のうち、建物及び工作物において定率法により減価償却を行っている。
物品においては定額法により減価償却を行っている。

③貸倒引当金の計上基準、計算方法

未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については、履行期限到来後5年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。

④賞与引当金の計上基準、計算方法

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 $\text{翌年度期末手当当初予算額} \times 6 \text{月支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

勤勉手当 $\text{翌年度勤勉手当当初予算額} \times 6 \text{月支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

⑤退職給付引当金の計上基準、計算方法

退職金及び遺族補償年金について引当金を計上している。

a) 退職金

職員の退職金の支払に備えるため、期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

$\text{経験年数階層毎職員数} \times \text{平均俸給月額} \times \text{退職手当支給率}$

b) 遺族補償年金

年度末時点において当該年金支給対象者が存するため下記の計算方法により、将来給付見込額の現在価値額を算出している。

$\text{支給率(注1)} \times \text{平均給与(注2)} \times \text{割引率(注3)}$ の額を平成12年度完全生命表の余命まで生存したと仮定し算出

注1) 国家公務員災害補償法の規定による。

注2) 平成11年財政再計算による賃金上昇率を使用(2.5%)

注3) 平成11年財政再計算による割引率を使用(4%)

⑥その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・国立高度専門医療センター特別会計は、平成16年度より設立予定の特別会計であり、その構成として国立がんセンター（中央及び東病院）、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター（H.14.3.1 設置）、国立精神・神経センター（武蔵及び国府台病院）及び国立長寿医療センター（仮称）が予定されているところである。従って、上記国立高度専門医療センター（国立成育医療センター（H.14.3.1 設置）の母体は国立大蔵、小児病院（H.14.3.1 廃止）であり、国立長寿医療センター（仮称）の母体は国立療養所中部病院である。）の決算額を本財務諸表に計上している。

・現在、各国立高度専門医療センターは国立病院特別会計に所属しており、一括で会計されているため、歳入については（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出については、（目）国家公務員共済組合負担金、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入について各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、任意に調整した金額を決算額として計上している。

・民間病院等と比較すると、医業費用の減価償却費には研究所、看護大学校等の収益を生まない事業にかかる減価償却費も計上しているため、損失額が多大となっている。

2. 偶発債務等

(1) 偶発債務

係争中の訴訟7件（別紙 参照）

(2) 国庫債務負担行為による負担額（財政法第15条第1項）

(項) 施設整備費

(目) 国立病院（療養所）特別施設整備費 1,822 百万円

3. 追加情報等

①出納整理期間

当特別会計において、歳入金の収納期限及び歳出金の支出、支払期限は、予算決算及び会計令第3条、第4条及び第5条の規定に基づき翌年度の4月30日であり、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

②貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収の可能性について重要と認められるもの

債権名 病院等療養費債権

金額 215百万円

懸念の内容 発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として、「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。

③特別会計固有の表示科目の内容

i 基金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第3条に基づき、当特別会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもって基金としており、同法第15条第1項及び第2項の規定により毎会計年度の損益計算上の利益若しくは損失を、組入れ若しくは減額して整理している。

ii 積立金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金(翌年度への繰越額に相当する金額を除く。)を積み立てており、その金額を積立金として計上している。

①「他会計からの受入」及び「他会計への繰入」の内容

i 「他会計からの受入」

- ・ 一般会計より受入
国立高度専門医療センターの経費に充てている。

ii 「他会計への繰入」

ア 一般会計へ繰入

特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律及び退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律に基づき、当特別会計において負担すべき金額を一般会計へ繰入れている。

イ 国債整理基金特別会計へ繰入

国立高度専門医療センター特別会計法第9条に基づき借入金を行ったものについて、同法第11条に基づき当該借入金の償還金及び利子を国債整理基金特別会計へ繰入れている。

⑤歳出予算の繰越

- i 前年度の繰越額及び繰越に見合受け入れられた財源の額
前年度繰越額 5,178 百万円 受入財源 5,178 百万円
- ii 本年度の繰越額及び繰越に見合受け入れられた財源の額
本年度繰越額 6,911 百万円 受入財源 1,131 百万円
- iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額
△ 10,831 百万円

⑥区分別収支計算書の「本年度収支」と貸借対照表の「現金・預金」が一致していない理由及び内訳

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金(翌年度への繰越額に相当する金額を除く。)を積み立てているが、当該年度に発生した剰余金は翌年度に積立金へ繰入れ、翌々年度に受入れを行っているため、前年度分の積立金へ繰入の分の誤差が生じている。

「現金・預金」 = 「本年度収支」 + 前年度の「翌年度積立金へ繰入」
(2,706 百万円) (1,587 百万円) (1,118 百万円)

偶発債務(係争中の訴訟集計表)

(単位:百万円)

名称等(訴訟名等)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
脳細胞摘出術時脳細胞損傷発生訴訟	80	大阪地裁平成7年(ワ)第4591号 大阪高裁平成12年(ホ)第1542号	平成7年5月11日 提訴 平成12年3月27日 敗訴 平成12年4月7日 控訴
異型細胞を乳ガンと誤診乳房切除術施行訴訟	24	東京地裁平成11年(ワ)第1960号	平成11年1月29日 提訴
咽頭炎症患者帰院後痰による呼吸停止訴訟	219	東京地裁平成11年(ワ)第13420号 東京高裁平成14年(ホ)第2587号	平成11年6月16日 提訴 平成14年3月13日 敗訴 控訴
膝頭十二指腸切除術後縫合不全発生死亡訴訟	131	東京地裁平成12年(ワ)第13920号	平成12年7月7日 提訴
PTCA時死亡訴訟	105	東京地裁平成12年(ワ)第20918号	平成12年10月6日 提訴
食道潰瘍摘出術後難治性共通発生訴訟	50	東京地裁平成14年(ワ)第2297号	平成14年2月8日 提訴
気管切開後呼吸管理中低酸素脳症発生訴訟	258	東京地裁平成14年(ワ)第6652号	平成14年3月29日 提訴
合計	868		

(注1)名称等欄は事件の通称名を記載している。

(注2)金額欄は、平成13年度末時点において考えられる金額(金額が不明な場合は「-」)。

(注3)事件番号毎に記入している。

附属明細書(13年度)

棚卸資産の明細

(単位:百万円)

種別	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
医薬品	297	255	297	-	255
食料品	45	35	45	-	35
合計	342	291	342	-	291

固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	151,129	3,440	12,651	-	-	141,919
立木竹	138	-	4	-	-	133
建物	80,685	2,794	2,145	2,224	-	79,110
工作物	61,172	2,892	1,303	4,357	-	58,404
物品	29,395	14,755	1,014	6,606	-	36,531
(無形固定資産)						
電話加入権等	36	-	3	-	-	33

借入先の明細

(単位:百万円)

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
資金運用部資金	199,831	15,354	7,630	207,556

資産評価差額の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	△ 22,238	-	-	△ 22,238	価格改定
立木竹	△ 4	-	-	△ 4	価格改定
工作物	△ 10,812	-	-	△ 10,812	価格改定
建物	△ 6,489	-	-	△ 6,489	価格改定

財産の無償所管換等の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
土地の所管換(受)	関東財務局	123	病院敷地として供するため	国立大蔵病院
土地の所管換(渡)	関東財務局	236	栗田谷区道として供するため	国立大蔵病院
交換差額	-	△ 113	-	-

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
土地の所属替(渡)	国立病院特別会計	12,263	国立成育医療センター設置に伴う廃止のため	国立小児病院

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
立木竹の所属替(渡)	国立病院特別会計	4	国立成育医療センター設置に伴う廃止のため	国立小児病院

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
建物の所属替(渡)	国立病院特別会計	1,679	国立成育医療センター設置に伴う廃止のため	国立小児病院

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
工作物の所属替(渡)	国立病院特別会計	1,037	国立成育医療センター設置に伴う廃止のため	国立小児病院

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
物品の管理換(受)	国立病院特別会計	7,677	物品の効率的使用	国立成育医療センター
	国立病院特別会計	4	物品の効率的使用	国立小児病院
	国立病院特別会計	0	物品の効率的使用	国立療養所中部病院
物品の管理換(渡)	国立病院特別会計	5	物品の効率的使用	国立大蔵病院
	国立病院特別会計	1	物品の効率的使用	国立小児病院
	国立病院特別会計	0	物品の効率的使用	国立療養所中部病院
交換差額	-	7,676	-	-